

令和2年5月19日

空き利用型一時保育をご利用の皆様へ

新宿区子ども家庭部  
保育課長 加藤 知尚  
保育指導課長 高橋 美由紀

## 保育園、子ども園等の空き利用型一時保育について

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応については、5月7日付け、5月31日(日)までの間の一時保育の休止についてお知らせしていたところです。

国は、東京都を含む8都道府県における緊急事態措置について、5月21日(木)を目途に解除の可否を判断するとしています。21日に解除となった場合は25日から、31日に解除となった場合は6月1日から、申込みを受付けますが、園においては、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるため、真に必要な場合のみの利用としてくださるようお願いいたします。

これまでも様々なご協力をいただいているところですが、保護者の皆さまにおかれましては、引続きご理解、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本方針は5月19日現在のものであり、今後の国・東京都の方針や感染状況を踏まえ、急遽対応が変更となる場合があります。その場合は、改めてお知らせいたします。

※ 専用室型一時保育については、ホームページで公表していますので、ご確認ください。

<区ホームページ>



[問合せ先]

・区立園を利用している場合

保育課入園・認定係 TEL 03-5273-4527

運営係 TEL 03-5273-4525

・私立園、その他の施設を利用している場合

保育指導課支援係 TEL 03-5273-4318

FAX 03-3209-2795

(FAX番号両課共通)